

# **ID/パスワード方式による 社会保険手続の利用状況について**

令和 2 年 6 月 30 日

厚生労働省  
内閣府番号制度担当室

# ID/パスワード方式による社会保険手続の利用状況について

## 【概要】

○2020年4月より、社会保険の一部の手続（※）について、電子申請における本人確認手段として、従来の電子証明書（有料）のほか、GビズID（法人共通認証基盤）を活用したID・パスワード方式（無料）を利用可能とした。

※ 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届・転勤届・個人番号登録届

○あわせて、社会保険の申請データを作成するための「届書作成プログラム」（無償）に、ID・パスワード方式に対応した電子申請機能を追加。

○5月末現在、「届書作成プログラム」を導入した事業所数は約47,000件にのぼり、利用状況は順調。

## 【利用状況】

1. プログラムを導入した事業所数（ダウンロード数）： 46,938件（5月末時点）

### 2. 利用実績

日本年金機構における「届書作成プログラム」対象7届の提出方法別割合

受付区分	2019年4・5月	2020年4・5月
窓口	11.0%	8.2%
郵送	66.3%	59.2%
<b>電子申請</b>	<b>22.7%</b>	<b>32.6%</b>

※ 2019年の電子申請割合は、e-Gov（電子証明書）による申請数より算出。

※ 2020年の電子申請割合は、e-Gov（電子証明書）及びマイナポータル（GビズID）による電子申請の合計数により算出。

※ 割合は、受付した届書の被保険者人数を基礎数として算出しており、速報値である。

## 【利用促進の取組】

2020年4月以降電子申請が義務化される事業所（資本金1億円超等）や被保険者数101名以上の事業所で、電子申請を利用していない事業所（約5万事業所）に対し、日本年金機構職員が電話等により、操作説明などのサポートも含めた集中的な利用勧奨を実施する。

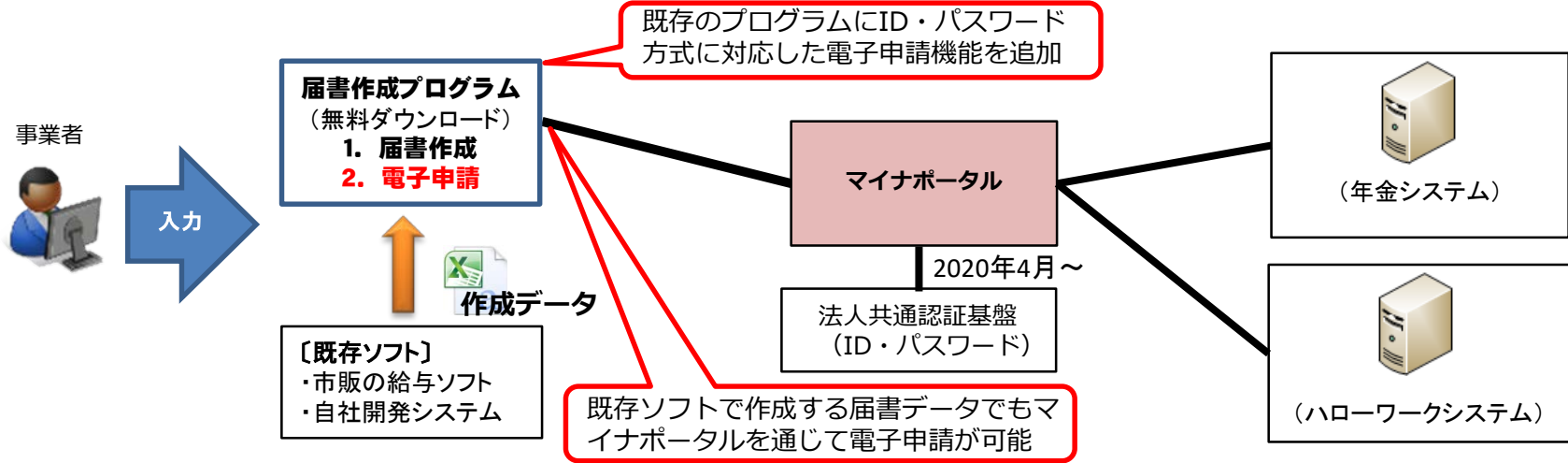
その他の事業所に対しても、周知用リーフレットを送付し、利用勧奨を実施する。

# 社会保険のID・パスワード方式導入のための取組状況

(参考)  
令和元年12月26日  
第12回WG提出資料

## 【進捗状況（令和元年11月時点）】

年金局において、内閣府番号制度担当室と連携し、事業主が既存の届書作成プログラムを活用して、ID・パスワード方式による電子申請ができる機能について、予定どおり2020年4月提供を開始。



- ✓ 届書作成プログラムでは、マイナポータルとGビズID（法人共通認証基盤）の連携によるID・パスワード方式（無償）により、費用がかからず簡単に電子申請が可能となります。
- ✓ 届書作成プログラムを活用することにより、事業所が保有する既存ソフトがそのまま利用可能です。また、届書作成プログラム自体も届書作成機能を有しています。

〔ID・パスワード方式に対応予定の届書〕

制度	届書名
1	資格取得届・70歳以上被用者該当届
2	資格喪失届・70歳以上被用者不該当届
3	算定基礎届・70歳以上被用者算定基礎届
4	月額変更届・70歳以上被用者月額変更届
5	賞与支払届・70歳以上被用者賞与支払届
6	被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届
7	国民年金第3号被保険者関係届

制度	届書名
1	雇用保険被保険者資格取得届
2	雇用保険被保険者資格喪失届
3	雇用保険被保険者転勤届
4	個人番号登録届

(注1)健康保険・年金関係の1～7の手続で、日本年金機構が行う全電子申請処理件数の92%を占めており、事業所は、日常的な手続の電子申請について、これまでの電子証明書（有償）の添付に代え、ID・パスワードで行うことが可能となる。

(注1)